中小企業者向け省エネ促進税制
（個人事業税の減免）

東京都では、中小企業者が地球温暖化対策の一環として行う省エネルギー設備等の取得を税制面から支援するため、都内の中小規模事業所等において、特定の設備を取得した場合に個人事業税を減免しています。

※ 都外の事務所等において取得した設備は、減免の対象になりません。

対象者

「地球温暖化対策報告書」等を提出した個人事業者

〇個人事業者とは、個人で事業を行っている方のうち、個人事業税の納税義務者の方をいいます。

〇「地球温暖化対策報告書」等とは、以下のいずれかの書類をいいます。

- 地球温暖化対策報告書
- 地球温暖化対策計画書
- 特定テナント等地球温暖化対策計画書

対象設備

次の要件を満たすものが対象となります。

①「特定地球温暖化対策事業所等」以外の事業所において取得されたもの

- 「特定地球温暖化対策事業所等」とは、３年連続消費エネルギー量1,500kl以上の事業所をいいます。

②省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備で、環境局が導入推奨機器として指定したもの

- 所得税法に規定する減価償却資産として償却すべきものをいい、使用可能期間が1年未満であるもの又は取得価額が10万円未満であるものを除きます。
- 上記要件を満たした設備であっても、住宅用建物（アパートやマンション等）に設置した設備、貸付の用に供する設備、取得時に既に事業又は住宅の用に供されていた設備（中古設備等）及び都の助成を受けた設備は、減免対象になりません。
- 平成32年(2020年)12月31日までに対象設備を取得し、かつ、事業の用に供した場合に減免を適用します。

導入推奨機器

- 空調設備（エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機）
- 照明設備＊（蛍光灯照明器具、LED照明器具、LED誘導灯器具）
- 小型ボイラー設備（小型ボイラー類）
- 再生可能エネルギー設備（太陽光発電システム、太陽熱利用システム）

＊照明設備でランプのみを交換した場合は、導入推奨機器に指定されていないため対象になりません。

※ 指定された機器の型式番号は、環境局ホームページで公表しています。なお、導入推奨機器は、随時、追加・取消がありますので、機器更新時等には、必ず機器指定の最新の情報をご確認ください。

減免額

設備の取得価額（上限2,000万円）の２分の１を、取得年の所得に対して翌年度に課税される個人事業税額から減免します。

〇減免を受ける年度の個人事業税額の２分の１を限度とします。

〇減免しきれなかった額は、翌年度の個人事業税額から減免できます。

減免手続

減免申請書に必要書類を添付して、所管の都税事務所等に提出します。

申請期限

平成２９年中に対象設備を取得し、かつ、事業の用に供した方は、平成30年度個人事業税の納期限までに減免申請をする必要があります。

〇第１期納期限後、第2期納期限までに減免申請をした場合は、第2期納付分の２分の１が減免の上限額になります。

〇平成２９年度に申請をして減免しきれなかった額が残っている場合や平成２９年度に税額が発生していない場合は、平成２８年中に取得した設備についても申請できます。

東京都主税局

H30.4

■ 地球温暖化対策報告書制度

（平成22年度から報告書制度を開始しています）

中小規模事業所を対象とした地球温暖化対策報告書制度の概要

本制度は、都内で中小規模事業所を所有または使用している事業者を対象に、各事業所のＣＯ２排出量と地球温暖化対策の状況を『地球温暖化対策報告書』として、東京都に報告する制度です。『地球温暖化対策報告書』の作成に取り組むことを通じて、各事業所のＣＯ２排出量を把握し、また、地球温暖化対策を継続的に実施していただくことを目的としています。

＊ 同一事業者の事業所等のエネルギー使用量を合算して3,000kl以上になると、報告が義務づけられます。

《報告書制度活用のメリット》

- エネルギー使用量の管理ができ光熱費の節減につながります。
- 報告書の公表・ＰＲシートで御社の環境への取組をアピールできます。
- 減税制度や各種助成事業への申請が可能となります。

■ 法人事業税の減免

中小企業者向け省エネ促進税制は、個人事業者のほか一定の中小法人も対象となります。手続きについては個人事業者の場合とほぼ同様ですが、対象期間等、異なる部分があります。詳細は、主税局ホームページを御確認ください。

法人事業税の減免の概要

対象設備は、個人事業税と同様です。

対象者	「地球温暖化対策報告書」等を提出した中小企業者（資本金１億円以下の法人等）
減免額	設備の取得価額（上限2,000万円）の２分の１を、取得事業年度の法人事業税額から減免 ただし、減免を受ける事業年度の事業税額の２分の１を限度 ※ 減免しきれなかった額は、翌事業年度等の税額から減免可
対象期間	平成22年3月31日から平成33年（2021年）3月30日までの間に終了する各事業年度

■ お問い合わせ先

省エネ促進税制（減免）に関すること

○ 所管都税事務所　個人事業税班・法人事業税班
○ 東京都主税局　課税部課税指導課　個人事業税班　　（TEL）03-5388-2969
○ 東京都主税局　課税部法人課税指導課　法人事業税班　（TEL）03-5388-2963

― 東京都主税局ホームページ　＜東京版＞環境減税について ―
http://www.tax.metro.tokyo.jp/kazei/info/kangen-tokyo.html

主税局　環境減税　　検索

詳細は主税局ホームページをご確認ください。
申請様式や制度のＱ＆Ａ等を掲載しています。

東京都環境局の制度に関すること

【地球温暖化対策報告書制度等/導入推奨機器に関すること】
東京都地球温暖化防止活動推進センターヘルプデスク
〒163-0810　新宿区西新宿二丁目4番１号　新宿ＮＳビル10階
（TEL）03-5990-5091

環境局ホームページで対象機器を検索できます。

【環境局ホームページ（省エネ促進税制対象機器）】
http://www8.kankyo.metro.tokyo.jp/eco_energy/

導入推奨機器　　検索